

市議会全員協議会 市長説明

本日は、大変お忙しい中、全員協議会を開催していただき、誠にありがとうございます。
ます。

また、議員各位におかれましては、日頃より市政推進に格別のご支援とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、本日は、「新庁舎建設について」をはじめ、お配りしました資料に基づき、順次ご説明を申し上げます。

まず、新庁舎建設については、私から概要をご説明申し上げます。

去る2月21日の全員協議会でご説明申し上げました通り、今年度から新庁舎建設に係る起債制度が大きく変更されました。

その結果、事業費全体に合併特例債が活用できることになり、財政的に非常に有利な形で、しかも現在の本市の財政状況においても新庁舎の建設が可能となりました。

しかし、合併特例債の発行期限までは残り5年間となっているため、新庁舎の建設の是非や庁舎の位置に関する早急な方針決定が求められることから、2月の全員協議会において、新庁舎建設にかかる3つの案をお示した次第です。

まず、合併特例債を活用して、平成27年度までに日野川東部の土地開発公社保有地を含む市有地に移転する「ケースA」、同じく合併特例債を活用して、平成27年度までに現庁舎の位置に建替える「ケースB」、さらには庁舎の建設は先送りして、一般事業債により将来、日野川東部に移転する「ケースC」の3案であります。

そこで、本日の全員協議会でご説明を申し上げますのは、次の2点についてです。
資料の1ページをご覧ください。

まず1点目は、これまでのご説明内容を改めて論点整理し、各ケースの位置付けと検討の流れについて、特にケースごとに生じる留意点を明確にするという観点から、

全体像をまとめた資料であります。

2点目は、3月市議会での議論を受け、職員数の削減に伴う新庁舎の面積や事業費等の再試算の結果についてであります。

その際、職員数の削減と併せて、現庁舎の位置に建替える「ケース 」については、駐車場がどの程度確保できるのか、また、周辺施設をどの程度統合するのかといった観点から、複数のシミュレーションを提示させていただきました。

資料の2ページには、「ケース 」及び「ケース 」についての再試算を、3ページにはその補足資料を記載しております。

それでは、簡潔にその内容をご説明申し上げます。

新庁舎建設に係る論点整理について

資料の1ページをご覧ください。

「新庁舎建設に係る論点整理」であります、「ケース 」については、日野川東部に庁舎を移転することにより、中心市街地の空洞化を招くという懸念に応えるため、現庁舎跡地の利活用策を検討する必要があります。

また、庁舎位置の変更のために市議会の特別多数議決（3分の2）も必要です。

「ケース 」については、現庁舎位置での建替えのため、今立総合支所の再整備について検討する必要があります。

また、市議会で新市建設計画の変更（2分の1）も必要です。

合併特例債の期限内に新庁舎の建設を行わない「ケース 」については、厳しい財政状況の中、今後も庁舎建設基金への積立を継続していくこととなりますが、併せて、その間、現庁舎等の機能を維持し、安全確保を図っていく必要があります。

この点については、本年1月13日の全員説明会において、「庁舎機能検討・中間報告」を行いました。その前提は、「抜本的な耐震補強や大規模改修を行うことは

想定しない」ということで、震度5強程度の中規模地震を想定したものであります。

しかし、この度の東日本大震災では、庁舎も含めた行政機能が壊滅的な打撃を受け、そのことが被災者の支援や被災地の復旧・復興に大きな影響を与えております。

こうした事態を受け、本市においても、さらに大規模な震度6強以上の地震を想定した対策を検討する必要性が生じており、本庁舎のみならず、周辺施設も含めた抜本的な対策を講じることが必要と認識しております。

その場合、多額の経費が必要となることから、財政負担を軽減するために合併特別債を活用するならば、「ケース Ⅰ」と同様に、市議会で新市建設計画の変更（2分の1）が必要です。

また、「庁舎機能検討・中間報告」でお示した、生涯学習センター等への庁舎機能の移転を選択することになれば、併せて、市議会の特別多数議決（3分の2）も必要となります。

以上が、資料1ページの説明であります。

シミュレーションについて

引き続き、資料2ページの説明をさせていただきます。

「ケースⅠ及びケースⅡにおけるシミュレーション」は、庁舎を東部に移転する「ケースⅠ」、並びに現庁舎の位置に建替える「ケースⅡ」における3つのパターンについて、周辺施設の統合及び庁舎の規模、駐車場の確保台数、事業費、留意点等の比較検討を行った一覧表であります。

資料2ページと併せて、別添資料の「庁舎建設イメージ」図をご覧ください。

庁舎を東部に移転する「ケースⅠ」については、本庁舎、別館、第2・第3庁舎、分庁舎、並びに今立総合支所など全ての庁舎機能を統合して東部に移転し、建替える案です。

現庁舎の位置に建替える「ケース」については、統合する周辺施設（庁舎機能）の違いにより、「パターンA」、「パターンB」、「パターンC」の3つのパターンを提示させていただきました。

「パターンA」は、本庁舎と周辺の別館、第2・第3庁舎を取り壊して統合し、建替える案であり、「パターンB」は、さらに教育委員会と水道部が入居している分庁舎を取り壊して統合し、建替える案であり、「パターンC」は、さらに生涯学習センターと市民ホールを取り壊して駐車場を確保し、建替える案であります。

職員数・庁舎面積・駐車台数について

次に、それぞれのケース、パターンにおける、新庁舎の職員数及び新庁舎の面積と駐車確保台数について、概要をご説明いたします。

資料の2ページの中段をご覧ください。

まず、新庁舎の職員数と新庁舎の面積ですが、平成18年の「新庁舎建設検討報告書」の前提を、「市行財政構造改革プログラム」における平成29年4月時点の職員数（目標）や役職数を基に見直し、より実態を反映した形で再試算を行い、「総務省地方債査定基準」により新庁舎の面積を算定いたしました。

その結果、東部移転の「ケース」においては、新庁舎の面積が12,000㎡となり、平成18年の報告書の16,000㎡と比較して4,000㎡縮少され、4分の3となっております。

また、現庁舎の位置に建替える「ケース」については、「パターンA」の新庁舎の面積が9,000㎡、「パターンB」と「パターンC」の面積が11,000㎡となっております。

次に、確保できる駐車台数ですが、「ケース」については、平成18年の報告書の通り400台といたしました。

また、「ケース 」については、現状の200台程度を庁舎の敷地内で確保することを前提とし、それぞれのパターン別に確保できる台数を試算いたしました。

まず、「パターンA」は、第2・第3庁舎の跡地に立体駐車場（2層式、80台）を建設することにより、本庁舎の周辺で208台の確保が、分庁舎の20台を含めると計228台の確保が可能であります。

「パターンB」は、同じく第2・第3庁舎の跡地に立体駐車場（2層式、80台）を建設することにより、本庁舎の周辺で208台の確保が可能であり、分庁舎の跡地を利用すればさらに台数の確保は可能であります。

「パターンC」は、平面駐車場だけで252台の確保が可能であることから、立体駐車場の建設は想定しておりません。

なお、「パターンB」と「パターンC」については、分庁舎跡地をまちなか観光や武生公会堂記念館の駐車場として活用することも可能と考えられます。

事業費について

次に、事業費についてですが、各々のケース、パターンごとに、新庁舎の建設費、敷地造成費、既存庁舎の取壊し費、車庫や立体駐車場の建設費、設計費、仮設庁舎の費用、今立総合支所の整備費を合計して試算いたしました。

まず、新庁舎の建設費については、庁舎の面積に平成18年の報告書と同じく1平方メートル当たりの単価40万円を乗じて算出しました。

仮設庁舎の費用については、本庁舎と別館の行政機能を生涯学習センター及び市民ホールに一時的に移設するものとして試算し、1億円としております。

その結果、試算の合計額は、庁舎を東部に移転する「ケース 」については54億59百万円と、前回の全員協議会でお示した額よりも13億円程度縮減されました。

また、現庁舎の位置に建替える「ケース 」については、「パターンA」が44億2

3 百万円、「パターン B」が 5 2 億 7 7 百万円、「パターン C」が 5 3 億 4 6 百万円となりました。

次に、財政シミュレーションについてですが、合併特例債を活用した試算を行ったところ、建設時に必要となる一般財源（A）は、「ケース Ⅰ」の場合が 6 億 1 4 百万円、「ケース Ⅰ」の「パターン A」が 4 億 4 5 百万円、「パターン B」が 5 億 1 6 百万円、「パターン C」が 5 億 2 0 百万円となりました。

さらに、この建設時の一般財源に、地方交付税算入額を除いた起債償還の実質負担額（C）を加えた市の実質負担額の合計（D）は、「ケース Ⅰ」の場合が 2 5 億 2 3 百万円、「ケース Ⅰ」の「パターン A」が 2 0 億 1 2 百万円、「パターン B」が 2 3 億 9 2 百万円、「パターン C」が 2 4 億 2 1 百万円となりました。

したがって、庁舎建設基金が平成 2 3 年度末で 1 6 億 6 3 百万円あることから、この額を差し引いた市の実質負担額は、「ケース Ⅰ」の場合が 8 億 6 0 百万円、「ケース Ⅰ」の「パターン A」が 3 億 5 0 百万円、「パターン B」が 7 億 2 9 百万円、「パターン C」が 7 億 5 9 百万円ということになります。

留意点について

次に、各々のケース、パターンにおける留意点についてご説明いたします。

2 ページの一番下の段をご覧ください。

冒頭にも申し上げた通り、「ケース Ⅰ」の東部移転の場合は、現庁舎跡地の利活用について十分な検討が必要であり、2 月 2 1 日の全員協議会では、広場として整備した場合の概算費用として 2 億円をお示ししましたが、さらに突っ込んだ論議と財政負担が求められるものと考えております。

なお、現庁舎の跡地整備については、庁舎移転の後となるため、合併特例債の活用は困難であります。

次に、「ケース 」の現庁舎位置に建替える場合は、今立総合支所の再整備が必要となり、現状の支所機能を前提に建替えた場合の概算費用として、前回の全員協議会でお示しした3億5千万円については、先ほどご説明した「ケース 」の事業費の中に含まれているところです。

また、「ケース 」、並びに「ケース 」の「パターンA」と「パターンB」については、生涯学習センター及び市民ホールの耐震補強や大規模改修が必要となります。

加えて、「パターンA」の場合は、分庁舎の耐震補強や大規模改修も必要となってきます。

なお、「パターンC」の場合は、庁舎のさらなる耐震補強や大規模改修は不要ですが、生涯学習センターや市民ホールを取り壊すことから、その代替機能をいかに確保するのか検討が迫られます。

既存の庁舎等の耐震化について

一方、合併特例債を活用した庁舎建設を先送りする「ケース 」の場合は、この度の東日本大震災を受け、本庁舎のみならず、周辺施設も含めて、震度6強以上の大規模地震を想定した抜本的な対策を講じる必要性が生じております。

そこで、資料の4ページをご覧ください。

1月の全員説明会でご説明した、「庁舎機能検討・中間報告」の中でお示しした「本庁舎機能の全部を生涯学習センター及び市民ホールへ移転する」案を選択する場合、両施設の耐震化を図った上での移転が不可欠となることから、耐震補強と庁舎機能の移転経費だけでも概算で6億26百万円程度が必要であります。

また、別館、分庁舎、第2・第3庁舎、並びに今立総合支所などについても耐震補強が不可欠であり、耐震補強だけでも概算で8億94百万円程度が必要となります。

さらに、生涯学習センターや市民ホールを庁舎として活用することから、その代替

機能をいかに確保するののかについても検討が迫られます。

したがって、庁舎の建設を先送りする「ケース Ⅰ」の場合も、当面、現庁舎の機能を維持し、安全確保を図っていくには、多額の経費を要することをご理解いただきたいと存じます。

そこで、「ケース Ⅱ」の耐震補強に要する財政負担を軽減するために合併特例債を活用すれば、市の実質負担額は半分以下に縮減できますが、その場合は市議会で新市建設計画の変更（2分の1）が、また、生涯学習センター等への庁舎機能の移転を選択することになれば、併せて、市議会の特別多数議決（3分の2）も必要であり、結論として、ケース Ⅰ、Ⅱのいずれを実施するに際しても、市議会の合意形成が大前提となることを是非ともご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、市におきましては、5月9日から6月3日まで市内全17地区において「地域ミーティング」を開催する予定となっておりますので、この機会に新庁舎建設に関するこれまでの経過や課題についてご説明し、市民の皆さんから率直なご意見やご要望をいただきたいと考えております。

今後、市議会をはじめ、「地域ミーティング」等で寄せられたご意見やご質問についてはさらに庁内で検討し、6月市議会の前にその結果をご説明する機会を設けさせていただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。